特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

城里町は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県東茨城郡城里町長

公表日

平成27年4月30日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

- IN AN ALLE INV					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務				
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、車輌台帳の管理、賦課、証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③物件情報の管理、異動、照会 ④継続検査用納税証明書の発行				
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム				
2. 特定個人情報ファイル名					
軽自課税台帳ファイル	軽自課税台帳ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する]				
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、 別表第二の項番号27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条				
5. 評価実施機関における担当部署					

①<mark>部署</mark> 税務課

②所属長 税務課長 阿久津 忠昭

6. 他の評価実施機関

総務省、地方公共団体情報システム機構

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

=+ -12 44

城里町役場 総務課

請求先

茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25

029-288-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

城里町役場 税務課

茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25

029-288-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か	〈選択肢〉 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上					
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点					
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点					
3. 重大事故						

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか

発生なし

<選択肢> 1)発生あり

]

2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明